

**静岡県告示第40号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年1月21日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士川身延線	富士宮市内房字尾崎3084番の29から 富士宮市内房字尾崎3098番の4まで	令和4年1月23日 午後0時

=====

**静岡県告示第41号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年1月21日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
清水富士宮線	富士宮市内房字尾崎3257番の2から 富士宮市内房字尾崎3187番の8まで	令和4年1月23日 午後0時

=====

**静岡県告示第42号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年1月21日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
塩出尾崎線	富士宮市内房字尾崎3139番の4から 富士宮市内房字尾崎3187番の8まで	令和4年1月23日 午後0時

